

下仁田町立学校における生成 AI の利用に関するガイドライン Ver.1

令和 5 年 9 月

1 生成 AI について

- (1)生成 AI (Generative AI) は、人工知能技術の一つである。AI (Artificial Intelligence : 人工知能) は、人間の知的能力をコンピュータ上で表現する技術であり、様々な分野で開発と利活用が行われている。生成 AI は、AI を用いて、創造的な成果物を作り出すことが特徴である。
- (2)生成 AI は、テキスト、画像、音声、動画などのコンテンツを作り出す AI の技術である。未加工の膨大なデータから、要求されたときに統計的に可能性のある出力を「深層学習 (Deep Learning)」によって行うことができる。高速で、あたかも人が作成したようなコンテンツを出力できるが、真にゼロから作り出すものではないため、オリジナルなものではないことは指摘されている。ただ、人も過去の作品から学び、刺激を受けて自分の作品にいかすことを行っているため、全く異なるとはいえない。

2 基本的な考え

- (1)生成 AI によって出力されたものは、たとえ当事者の指示のもとに作成されたものであっても、当事者が作成したものと考えべきではない。
- (2)生成 AI の技術は、未加工の膨大なデータを利用することで、確率的には支持率が高いデータを活用する傾向があると思われる。しかし、データはすべて正しいものとは言えないため、生成 AI によって出力された成果物が正しいものとは言えない。
- (3)生成 AI の技術は黎明期であり、今後急速に技術向上が行われるであろう。しかし、今後の社会では日常的に使用したり、意識しないうちに利用していることになるかもしれない。今後を生きる児童生徒には、学校教育の中で活用していくことが必要であろう。
- (4)児童生徒だけでなく教職員も多様な考えに接した上で、自分自身の考えをまとめることが重要である。生成 AI によって出力された成果物は、多様性を広げるものになり得る。

3 学習での利用について

(1)許容できること

- ① ブラウザで検索する場合に使用 (Microsoft 社のブラウザ Edge に組み込まれている Bing チャット)
- ② 課題等の解答作成のため、たたき台として生成 AI の成果物を利用する。

(2)望ましくないこと

- ① 生成 AI の成果物を、現物のまま、または転記して自身の作品や解答等として使うこと。
- ② たたき台として生成 AI の成果物を利用する場合、内容の検証をしないで利用すること。

4 校務での利用について

教職員が文書を作成する場合や児童生徒への課題やテスト問題等を作成する場合、例示として生成 AI の成果物を利用することは、業務改善の上でも実施が可能である。ただし、最終的な文書等は、教職員自身が内容を確認した上、責任を持って作成する必要がある。

5 利用における注意事項

- (1)生成 AI の利用に関する年齢制限を遵守すること。
- (2)プロンプト（生成 AI に入力する命令文）には、個人名や個人を特定するデータを入力しない。
- (3)児童生徒においては、「自分自身の資質・能力を伸ばすために生成 AI 等を活用する」との意識を持つこと。

6 その他

- (1)このガイドラインは、適宜改定することがある。
- (2)このガイドラインは、文部科学省が作成した「初等中等教育段階における生成 AI の利用に関する暫定的なガイドライン」に基づいて作成した。